

婚姻届

補記事項 あり なし

令和 年 月 日届出

受理	令和 年 月 日					
第	号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
長 殿						

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日
夫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 健 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 健 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他

(1)	氏名	夫になる人		妻になる人	
		氏名	氏名	氏名	氏名
(2)	住所	夫		妻	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(3)	本籍	夫		妻	
		世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏		妻の氏	
		新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	番地番	新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	番地番
(5)	同居を始めたとき	平成 年 月		令和 年 月	
		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6)	初婚・再婚の別	夫		妻	
		初婚 再婚	初婚 再婚	初婚 再婚	初婚 再婚
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6.仕事をしている者のいない世帯			
		(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他					
届出人署名(※押印は任意)		夫		妻	
		印		印	
事件簿番号					

【連絡先】

携帯 ()

自宅 ()

勤務先 「 () 」

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

証人		
署名(※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
本籍	番地番	番地番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ □には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎ 署名は必ず本人が自署してください。
- ◎ 婚姻に伴い、住所や世帯主を変える場合は、新たに、住民異動届(住所や世帯主等の変更届)の手続きが必要となります。なお、就業時間以外(祝日、土曜、日曜(休日開庁日を除く)等)は、住民異動届の受付ができませんので、後日の届出をお願いします。
- ◎ 証人欄は、成年の方2名が自署してください。